

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立特別支援学校「北九州高等学園」
課程又は 教育部門	全日制 (知的障がい)

学校番号

特4

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍する当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

その際、心身の苦痛を訴えきれない生徒がいることも理解して適切な対応をする。

(2) 本校の目標

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、組織的に対応することが必要である。また「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識をもって、全教職員がそれぞれの役割と責任を自覚することが必要である。よって、いじめの未然防止や早期発見を目指し、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 分かる授業の推進

学校生活で最も長いのは、授業の時間であり、授業が「分からない状況」は、学校生活への不適応の要因の一つとなるものである。したがって「分かる授業づくり」を進めることが大切である。

(2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成

学習とともに、不適応のもう一つの要因が人間関係である。「人間関係・集団づくり」「社会性の育成」が重要である。他の生徒や大人とのかかわりを通して、生徒自らが人とかかわる喜びや大切さに気づいていくこと、互いのかかわりから「誰かの役に立っている」「人から認められている」といった自己肯定感を高めていくことが必要である。

また、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容および方法について、顧問が機会を捉えて指導を行う。

(3) 道徳教育、人権教育の充実

児童生徒が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、「いじめはよくないこと」という認識を深めることができるよう、道徳教育、人権教育のより一層の充実に努める。

(4) 自己理解（障がい理解）

本校は「知的障がいのある生徒が在籍する」特別支援学校である。入学前までにいじめ等を経験した生徒もいる状況を踏まえ、自他の障がいの特性や本校の存在意義などの理解を促しながら、自己理解を深め、生徒自身がいじめる側、いじめられる側にならないよう育成していく必要がある。そのためにも「いじめ問題に対する理解と対応」「生徒の心のケア」等の職員研修を行う。

(5) いじめ防止のための職員研修

- ① いじめ問題に対する理解と対応のための研修の充実
「いじめ防止基本方針」を基に「いじめ問題への適切な認識と職員の理解」「いじめの早期発見と対応」「いじめを生まない環境や集団づくり」などについて研修を行う。
- ② 生徒の心のケアのためのカウンセリングの実施
専門医やカウンセラーによる職員研修を行い、カウンセリング能力を向上させるとともに、生徒の心のケア等に関する研修を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、ふざけ合いを装って行われたりする。大人が気づきにくいことを認識し、些細な兆候であっても、いじめの可能性をあることを前提に早い段階から的確に捉えなければならない。いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが重要である。

そのために、日頃から生徒の動向等を見守り、保護者との連携を図りながら、小さな変化を見逃すことのないよう、教職員間で情報を共有し合うことが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 日頃の学校生活の中で生徒が困っていることや悩んでいること等の相談ができる人間関係づくりに努める。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に努め、生徒及び保護者が相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- ③ 保護者向けのアンケートを実施し、いじめのほかにもインターネット等の使い方等の相談も受け入れ、いじめにつながる可能性のある課題を把握しておく。
- ④ 自分の性に関して特にきめ細かな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性や状況等を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑤ 状況に応じて、教職員全体で情報共有する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む)）

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するために速やか且つ組織的に対応する。いじめられた生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、いじめた側の生徒を指導する。その際、形式的な謝罪等に主眼を置くのではなく、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。また心身の苦痛を感じない生徒や苦痛を感じていても表出できない生徒にも適切に対応する必要がある。インターネット等を利用したいじめに関しては、重大な人権侵害であり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを十分に理解できるようにする。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」と直ちに情報を共有するとともに、いじめの疑いがある行為には、早期且つ的確にかかわりをもつことが必要である。
- ④ 疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会に FAX で第一報を入れる。
- ⑤ その後は、当該学年職員や同委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。聴き取った内容は適切に記録する。
- ⑥ 事実確認の結果は、校長が責任をもって県教育委員会に報告するとともに、いじめられた生徒・いじめた側の生徒の保護者に連絡する。
- ⑦ いじめた側の生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署等と連携して対処する。

- ⑧部活動で顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様に対応する。
(部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。)

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた側にも責任があるという考えがあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応をしていく。
- ②保護者には、家庭訪問等で迅速に事実関係を伝える。
- ③いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤必要に応じていじめた側の生徒を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑥状況に応じて、心理や福祉等の専門家、学識経験者などの外部専門家の協力を得る。
- ⑦いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的に対応し、その再発防止の措置をとる。
- ②事実関係を聴取した後は、速やかに保護者へ連絡し、理解や納得を得た上で、学校は適切な対応を行い、適宜継続的な助言を保護者に行っていく。
- ③いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることの理解を促すようにする。なお、いじめた側の生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全及び健全な人格の発達も配慮して指導する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対し、自分の問題と捉えることができるように指導する。
- ②いじめを見ていた生徒に対し、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ③同調していた生徒に対し、それはいじめに加担する行為であるという理解を促す。
- ④学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度の育成に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の適切な措置をとる。
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ④パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらの理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案し、「いじめ防止対策委員会」で校長が判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通

じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が、止んでいるか否かを判断する時点で、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか否かを面談等により確認する。

(①、②は福岡県いじめ防止基本方針による)

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条より)

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、上記ア、イに規定する生徒の状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (例) ・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係(いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で経過報告及び説明をする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分に配慮する。

②調査の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。また、調査の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県教育委員会を通じて県知事に送付することができる。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

組織の名称を「いじめ防止等対策委員会」とし、以下の(1)、(2)の役割と機能を有することとする。

(2) 組織の役割と機能（いじめ防止対策推進法第22条）

① いじめ防止対策推進法第22条に基づき、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織である。

② 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や計画の作成・実行・検証・修正等。

イ いじめの相談・通報の窓口の機能。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、事実の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定と保護者との連携等の対応。

③ 機能

本組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制づくりをすることが必要である。特にいじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、本組織が情報の収集と記録・共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに全て本組織に報告・相談することとする。

(3) 重大事態に係る調査のための組織の役割と機能（いじめ防止対策推進法第28条）

① いじめ防止対策推進法第28条により、学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態と発生の防止に資するため組織を置く。

本組織は適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため調査を行う。

② 組織の構成

本組織は上記(2)の①の構成員に必要な応じて弁護士や精神科医、学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者を加える。（当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。）

③ 役割と機能

事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が真実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

7 適切な学校評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめ問題への取組状況を評価する。さらに「いじめ防止対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に生かすようにする。